

# 法適化に関する簡易水道事業・下水道事業調査チーム 報告書

---

平成25年12月

# 法適化に関する簡易水道事業・下水道事業調査チーム報告書 目次

○調査チーム概要	…P. 1	4 資産整理手法の選択基準	…P.30
○適用範囲拡大の意義	…P. 2	5 十分な移行期間の確保	…P.32
各省からの意見	…P. 5	6 小規模事業・団体への対応	
簡易水道事業における法適化の意義・必要性	…P. 6	簡易水道事業	…P.35
下水道事業における法適化の意義・必要性	…P.11	下水道事業	…P.42
○課題に対する対応案	…P.17		
1 支援・協力体制の強化	…P.18		
2 財政支援の強化	…P.24		
3 繰入制限に関する懸念	…P.28		

# 法適化に関する簡易水道事業・下水道事業 調査チーム

## 〔1. 趣旨目的〕

- 総務省では、平成25年7月より、「地方公営企業法の適用に関する研究会」を開催し、今後の地方公営企業法の適用範囲の拡大に向けて検討を行ってきた。
- 法適用範囲の拡大は、インフラ更新対策といった現下の課題のほか、公営企業の持続的で戦略的な経営に有効であり、着実に推進する必要がある。  
そのため、事業の性質や地方公共団体への負担、実施可能性等を踏まえて、当面法適用範囲を拡大する事業を検討していく必要があり、主立った事業の実態を把握し、法適化の意義・必要性・課題を確認する。
- このため、財政規模に比して投資額が大きく、企業数が多く広く事業が実施されている簡易水道事業及び下水道事業について、各事業の有識者、関係省庁からなる調査チームを設置し、事業の実情を踏まえた検討を行った。

## 〔2. 検討内容〕

- ・ 事業に即した法適用の意義
- ・ 事業に即した法適用の課題と対応策
- ・ 法適用の範囲

## 〔3. メンバー〕

- ・ 鈴木 豊  
(地方公営企業法の適用に関する研究会座長(青山学院大学名誉教授、東京有明医療大学客員教授))
- ・ 小室 将雄  
(地方公営企業法の適用に関する研究会委員(有限責任監査法人トーマツ 公認会計士))
- ・ 関係省庁  
(厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省、総務省(事務局))

## 〔4. 開催実績〕

平成25年10月29日:第1回会合  
11月29日:第2回会合  
12月24日:第3回会合

# 地方公営企業法の適用範囲の拡大の意義

## 〔1. 法適化の意義(総論)〕

- 人口減少社会を迎え、国・地方の財政状況が厳しくなる中であっても、公営企業が提供する住民サービスは今後も不可欠であり継続していくことが必要である。
  
- 公営企業を継続して経営し、持続的にサービスを提供していくためには、
  - ・ 中長期的な視点による経営計画の策定
  - ・ 施設等の建設改良計画の策定
  - ・ 将来必要な投資経費を含む適正な料金算定等が必要であるが、その前提として、地方公営企業法の財務規定等を適用し経営情報を的確に把握することが求められる。
  
- また、公営企業の経営情報を把握し、経済性が発揮されているかを検証するためには、より一般的かつ確立された手法を用い(すなわち財務規定等を適用し)、地方公共団体間比較等を効果的に行う必要がある。
  
- このように、公営企業が提供する住民サービスを継続するためには、地方公営企業法の財務規定等を適用することが必要。

## 〔2. 損益情報、ストック情報の的確な把握による適切な経営方針・経営計画の策定〕

- 地方公営企業は、公共性を有していると同時に、企業として企業性を有するものであり、その経済的活動の検証は、非現金支出(減価償却費など)を含む損益の計算によってなされるものであるから、複雑かつ多方面にわたる経済的活動を把握するため、現金収支のみに着目せず、全ての債権債務の発生並びにあらゆる資産の増減及び異動を総合的一覧的に把握する必要がある。その際、実務的な手法が醸成されている企業会計方式を活用することは有効である。
- 経常損益を的確に把握することにより、費用の縮減・合理化、料金水準、一般会計等負担ルール、国庫補助金等の外部資金の導入、中長期的経営方針との整合性等、全体として当該企業が適切な経営が行われているか確認することができる。
- 管理運営に係る取引(損益取引)と建設改良等に係る取引(資本取引)を区分して経理されるため、経営成績を適正に示すこと及び利益又は損失の確定を適切に行うことができ、その分析を通じて将来の経営計画の策定に必要な基礎情報を得ることができる。
- サービスを提供するための費用が的確に把握されることを前提して、受益者が負担する部分と一般会計等が負担する部分とがより明確に区分しやすくなる。
- 財務規定等の適用により、期間損益計算による使用料対象原価の明確化により、施設の更新財源も含め収益のあるべき水準を踏まえた適正な料金算定に役立てることができる。

○ 事業の持続性を確保するため、ストック情報の的確な把握を通じた適切な更新計画の策定が必要。財務規定等の適用により、減価償却累計額の勘定科目が導入され、施設の状態(老朽化等)の的確な把握が可能となり、更新計画策定の基礎となる。

○ ストック情報や損益情報の的確な把握と将来収支の予測などから、資産利用の効率性や、サービス提供と財政の持続可能性の観点により、適正な規模となるよう資産の最適化を図ることができる。

○ 資産と財源(負債・資本)のバランスが一覧できるため、適切な世代間負担や財務安全性に関する検討ができる。

### **〔3. 経営の自由度向上による経営の効率化とサービス向上〕**

○ 予算を超える弾力的な支出、効率的・機動的な資産管理が可能となるなど、財務規定等の適用により経営の自由度が向上し、住民ニーズへの迅速な対応や、経営の効率化、サービスの向上につながる。

### **〔4. 住民や議会によるガバナンスの向上〕**

○ 比較可能で財務状況を把握しやすい会計の採用、開示の充実(決算早期化)により、住民や議会によるガバナンスの向上が期待できる。

### **〔5. 企業間での経営状況の比較〕**

○ 経営成績や財政状態を正確に評価・判断するためには、当該公営企業の状況分析だけでは足りず、他の同種の公営企業や民間企業との比較が不可欠。各公営企業が個々に任意適用しているのみでは足りず、全国的に統一して適用することが必要不可欠。

## 法適化の意義に係る各省庁からの意見

### ○ 調査チームにおける各省意見

- ・大規模更新に備えるため、水道事業の特性を踏まえつつ、中長期的な視点にたち、施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に水道施設を管理運営する体系化された「アセットマネジメント」の実践が必要不可欠。(厚労省)
- ・財務規定等の適用があれば、財務情報の整備に効果がある。(国交省)
- ・下水道事業はBSは非常に大きいPLは小さいため、BSの最適化は非常に大きな経営効果・効率化に役立つのではないかと。(国交省)
- ・基本的な考え方としては、(法適化は、)施設の適切な管理・更新の推進、あるいは市町村の健全な経営を確保するためには重要と認識。(農水省・農集)
- ・農集について、供用年数が20年を超えてきている箇所が増えており、今後計画的に更新整備等行っていく必要。(農水省・農集)
- ・浄化槽について、地域で管理すべき浄化槽がどのような状況にあるか把握する必要があり、本格的な更新はもう少し先であるが、更新計画を考えていくこと自体は重要と理解(環境省)
- ・浄化槽整備事業は事業開始からの期間が短く、事業促進に向けた効果的な適用手法等を検討することが必要。(環境省)

# 各事業における法適化の意義・必要性について

## 簡易水道事業①

### 簡易水道事業の特性

事業の持続性を確保していくため、ストック情報・損益情報の的確な把握を通じた長期的な経営方針を策定していく必要性が高いのではないかな。

同じ「水道」として、法適事業である上水道事業と同様に取り組む必要があるのではないかな。

供用開始後の  
経過年数

- 簡易水道事業の平均  
・46.6年
- 20年以上経過事業割合  
・93.2%

上水道事業  
・53.3年(95.1%)  
工業用水道事業  
・31.3年(74.3%)

推計される資産  
規模

- 建設投資額の累計額(S39～H23)  
・4.1兆円  
※耐用年数40年・残存1割・  
定額法で減価償却を試算  
した場合→2.5兆円  
※上水統合による影響分は反映  
していない。

H23末固定資産額  
上水道事業  
・28.7兆円  
工業用水道事業  
・2.1兆円

人口減少の影響

- 平成52年(2040)の人口規模  
・全国  
H22と比較し▲16.2%
- ・簡水実施市町村  
H22と比較し▲23.8%

事業の今後の  
見通し

- ・簡易水道事業は、市町村経営  
が原則とされており、最も基礎  
的なインフラとして今後とも市  
町村が経営する企業として存  
続。
- ※H28末を目途に上水道事業との  
統合が進められているが、統合後  
においても一定程度の事業体が存  
続する予定。

水道法  
第6条第2項  
・水道事業は、原則として  
市町村が経営するもの  
(略)とする。

簡水事業数見込  
(総務省調)  
⑳末:522事業



# 平均経過年数

## 簡易水道事業②

○平均経過年数は、ある事業が事業開始からどの程度経過しているかを示すもの。

### 平均経過年数

区 分		事業数 (工水～施設数)	H23末平均経過年数	20年以上経過事業割合
簡 易 水 道 事 業		780	46.6	93.2%
上 水 道 事 業	S41	946	16.7	30.1%
	H23	1,354	53.3	95.1%
工 業 用 水 道 事 業	S41	65	7.2	7.7%
	H23	241	31.3	74.3%

○地方公営企業法の改正(S41:小規模上水道を法適化)時点の上水道事業は、経過年数約17年で、20年以上経過事業割合は、約30%程度。

○簡易水道事業(H23)では、経過年数が約47年、20年以上経過事業割合は約95%となっており、更新など適切な管理の必要性は高まっていると考えられる。

# 資産規模(推計)の推移

## 簡易水道事業③

○資産規模は、補助金、企業債等を財源に形成された、当該事業に係る資産の量を示すもの。

### 資産規模の推移

(単位:億円)

区 分		S41	S61	H23
簡易水道事業	建設投資額累計 (S39以降分)	256	9,603	40,501
	推計される 資産規模	250	8,077	24,901
上 水 道 事 業		7,763	122,302	287,305
工 業 用 水 道 事 業		1,869	13,204	21,082

※「推計される資産規模」は、耐用年数40年・残存1割・定額法で各年度の建設投資額を減価償却した場合における償却後の額

※上水統合による影響分は反映していない。

※各年度の簡易水道事業(法適分)は、上水道事業に含む。

○地方公営企業法の改正(S41)時点の上水道事業は、約7,800億円の資産規模。

○簡易水道事業(H23)では、2.5兆円(推計)の規模となっており、工業用水道を上回る水準であることから、規模の面からも適切な資産管理を行う必要があると考えられる。

## 【参考】企業債残高の推移

### 簡易水道事業④

#### 【参考】

#### 企業債残高の推移

(単位:億円)

区 分	S41	S61	H23
簡 易 水 道 事 業	247	3,315	8,185
上 水 道 事 業	6,043	77,604	86,820
工 業 用 水 道 事 業	1,254	6,487	4,698

※S61の簡易水道事業(法適分)は、上水道事業に含む。

# 将来推計人口の指数推移

## 簡易水道事業⑤

○将来推計人口は、水道事業における将来的な需要(水需要)に関連するもの。

### 将来推計人口の指数推移(平成22年=100)

【出典】「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」  
(国立社会保障・人口問題研究所)

区 分	平成22年 (2010) A	平成37年 (2025) B	平成52年 (2040) C	C-A
全 国	100.0	94.2	83.8	▲ 16.2
簡易水道実施市町村 (加重平均)	100.0	89.4	76.2	▲ 23.8
差 引	0.0	▲ 4.8	▲ 7.6	

※出典では、福島県は県全体での推計となっているため、

簡易水道実施市町村は福島県内市町村を除いている。

※簡易水道実施市町村には、一部事務組合構成団体を含まない。

○簡易水道実施市町村の人口は、全国と比較し大きく減少することが見込まれる状況。

○人口の減少に伴い、水需要動向も減少傾向と見込まれ、簡易水道事業全体として、施設利用率の低下や収益の減少など、将来的な事業効率の悪化が懸念されると考えられる。

# 各事業における法適化の意義・必要性について

## 下水道事業①

下水道事業の特性				上水道
<p>事業の持続性を確保していくため、ストック情報・損益情報の的確な把握を通じた長期的な経営方針を策定していく必要性が高いのではないか。</p> <p>※カッコは20年以上経過事業割合</p>	<p>供用開始後の経過年数</p>	<p>下水計 17.3年 (31.8%)</p> <p>公共 20.1年 (43.7%)</p> <p>流域 28.7年 (93.5%)</p> <p>農集 16.0年 (24.6%)</p> <p>漁集 13.3年 (17.1%)</p> <p>林集 11.7年 (0.0%)</p> <p>特排 7.9年 (0.0%)</p>	<p>S41 16.7年 (30.1%)</p> <p>H23 53.3年 (95.1%)</p>	
	<p>企業債残高</p>	<p>下水計 29.8兆円</p> <p>公共 26.4兆円</p> <p>流域 1.5兆円</p> <p>農集 1.8兆円</p> <p>漁集 784億円</p> <p>林集 13億円</p> <p>特排 509億円</p>	<p>S41 0.6兆円</p> <p>H23 8.7兆円</p>	
	<p>推計される資産規模</p>	<p>下水計 68.5兆円</p>	<p>S41 0.8兆円</p> <p>H23 28.7兆円</p>	
	<p>普及率</p>	<p>下水計 87.6%</p>	<p>S41 72.3%</p> <p>H23 96.9%</p>	
	<p>経費回収率</p>	<p>下水計 87.0%</p> <p>公共 89.3%</p> <p>農集 50.1%</p> <p>漁集 39.8%</p> <p>林集 29.0%</p> <p>特排 59.2%</p>	<p>S41 94.6%</p> <p>H23 98.5%</p>	
<p>※上水道と比較しても複数指標において同等程度の性質。</p>				

# 各事業における平均経過年数

## 下水道事業②

○平均経過年数は、ある事業が事業開始からどの程度経過しているかを示すもの。

事業名	事業数	平均経過年数	20年以上経過割合
下水道事業	3,625	17.3	31.8%
公共下水道 (特環・特公を含む)	1,955	20.1	43.7%
流域下水道	46	28.7	93.5%
農業集落 排水施設	918	16.0	24.6%
漁業集落 排水施設	170	13.3	17.1%
林業集落 排水施設	26	11.7	0.0%
特定地域生活 排水処理施設	264	7.9	0.0%
その他	246	11.7	0.0%
上水道・S41 (法適簡水を除く)	946	16.7	30.1%
上水道・H23 (法適簡水を除く)	1,354	53.3	95.1%

※公共下水道～その他の値はH23決算による。

○地方公営企業法の改正(S41:小規模上水道を法適化)時点の上水道事業は経過年数約17年で、20年以上経過事業の割合は約30%。

○下水道事業の平均経過年数は約17年で、20年以上経過事業の割合は約32%。

○下水道につき、早期に供用開始した地域では施設の老朽化が進むなど、適切な管理が必要である状況。

# 企業債残高

## 下水道事業③

○企業債残高は、当該事業にかかる負債の規模を示すもの。

### ①企業債残高の推移

(単位:億円)

		S41		S61		H23	
			上水道を 1とした 場合の比率		上水道を 1とした 場合の比率		上水道を 1とした 場合の比率
下水道		1,999	0.33	101,127	1.30	297,625	3.43
	公共下水道(特環・特公を含む)	1,999		97,101		263,810	
	流域下水道			3,974		14,581	
	農業集落排水施設			52		17,672	
	漁業集落排水施設					784	
	林業集落排水施設					13	
	特定地域生活排水処理施設					509	
	その他					255	
上水道(法適簡水を除く)		6,043		77,604		86,820	

※その他には、簡易排水施設、小規模集合排水処理施設、個別排水処理施設が含まれている。

### ②H23企業債残高

(単位:億円)

	公共下水道(特環・特公を含む)	流域下水道	農業集落排水施設	漁業集落排水施設	林業集落排水施設	特定地域生活排水処理施設	上水道(法適簡水を除く)
合計	263,809	14,581	17,672	784	13	509	86,820
1事業あたり	135.1	317.0	19.3	4.6	0.5	1.9	64.1

○H23における下水道事業全体の企業債残高は約30兆円となっている。

○S41時点で下水道と上水道を比較した比率は0.33であるところ、H23時点の比率は3.43となっている。

○下水道事業に係る負債を適切に管理していく必要性が高まっている状況。

# 資産規模(推計)の推移

## 下水道事業④

○資産規模は、補助金、企業債等を財源に形成された、当該事業に係る資産の量を示すもの。

(単位:億円)

	S41		S61		H23	
		上水道を 1とした 場合の比率		上水道を 1とした 場合の比率		上水道を 1とした 場合の比率
下水道	2,243	0.29	197,704	1.62	685,434	2.39
上水道(法適簡水を除く)	7,763		122,302		287,305	

※下水道資産については、毎年度の下水道事業全体の建設投資額をもとに45年・残存1割・定額法で減価償却を試算(S39~H23)

- H23における下水道事業全体の資産規模(推計)は68.5兆円となっている。
- S41時点で下水道と上水道を比較した比率は0.29であるところ、H23時点の比率は2.39となっている。
- 装置産業である下水道について、巨大な資産を適切に管理していくことが必要である状況。



# 普及率

## 下水道事業⑤

○普及率は、下水道の整備状況を表すもの。

	(%)			(H23下水道普及率の内訳) (%)	
	S41	S61	H23		
下水道	10	37	87.6	公共下水道(特環含む)	75.8
上水道(簡水含む)	72.3	92.1	96.9	集落排水施設	2.8
				浄化槽	8.8
				その他	0.2
				計	87.6

※下水道：S41及びS61は「下水道処理人口普及率」、H23は「汚水処理人口普及率」の数値

- ・「下水道処理人口普及率」…公共下水道、特定環境保全公共下水道の処理区域内人口/総人口(住民基本台帳人口)
- ・「汚水処理人口普及率」……下水道、農業集落排水施設等、合併処理浄化槽、コミュニティ・プラントの処理区域内人口/総人口(住民基本台帳人口)

上水道：給水人口/行政区域内人口

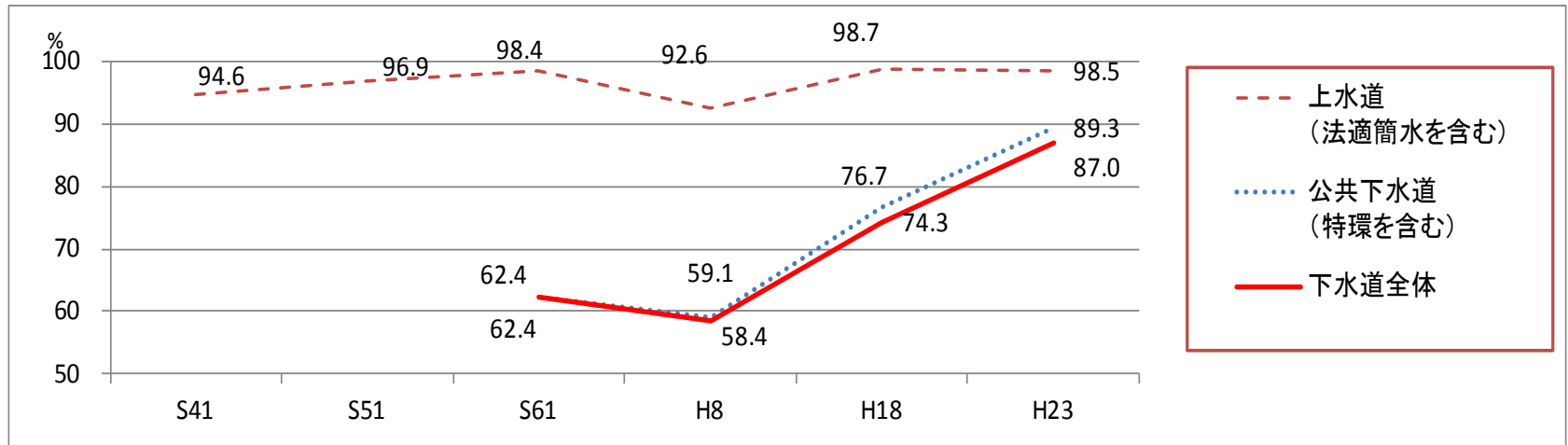
○S41時点における下水道の普及率は10%であるところ、H23における下水道事業全体の普及率は約88%となっている(上水道の普及率はS41で約72%、H23で約97%。)

# 経費回収率

## 下水道事業⑥

○経費回収率は、料金収入を污水处理費（一般会計が負担すべき経費を除く）で除して算出している。

### ①経費回収率の推移



### ②H23経費回収率

公共下水道 (特環を含む)	農業集落排水施設	漁業集落排水施設	林業集落排水施設	特定地域生活排水処理施設	その他	下水道事業計	上水道(法適簡水を含む)
89.3	50.1	39.8	29.0	59.2	47.9	87.0	98.5

○S61時点における下水道の経費回収率は約62%であったところ、H23における下水道の経費回収率は約87%となっている(S41時点の上水道の経費回収率は約95%)。

○近年、普及率の上昇・料金収入の増・金利の低下により、経費回収率は上昇してきているところ。

## 各省から提出された課題とそれに対する対応案の概要

各省から提出された課題	対応案
1 支援・協力体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○法適化マニュアルの整備</li> <li>○経営アドバイザー派遣事業の強化</li> <li>○都道府県・法適化団体と連携した取組</li> </ul>
2 財政的支援の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○さらなる財政支援の検討</li> </ul>
3 繰入制限に関する懸念	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地方公営企業法の財務規定等の適用拡大にあたって説明すべきポイント</li> </ul>
4 資産の整理手法の選択基準を示す必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○資産の整理手法の選択基準の考え方</li> </ul>
5 十分な移行期間の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○移行期間の考え方</li> </ul>
6 小規模事業・小規模団体への対応(1～5にも関係)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○簡易水道事業の対応の考え方 (詳細) <ul style="list-style-type: none"> <li>視点①: 職員数の状況</li> <li>視点②: 上水道事業の実施団体</li> <li>視点③: 上水道との比較</li> </ul> </li>   <li>○下水道事業の対応の考え方 (詳細) <ul style="list-style-type: none"> <li>視点①: 法適用を行うための熟度の違い</li> <li>視点②: 小規模団体の対応能力</li> <li>視点③: 上水道の法適用時の状況の検証</li> </ul> </li> </ul>

# 1 支援・協力体制の強化について

## 課題の整理 (各省の意見等は次頁のとおり)

- 意見の内容については、概ね次の表のように整理できるが、移行時のみならず、移行後の会計経理実務についても、支援が必要という意見がある。
- 会計知識等の全般的事項のほか、移行時に特有の資産評価作業や会計規程等の整備など、個別的事項への支援の必要性を求める意見が多い。

### <意見の概要>

区 分	移行時(臨時的)	移行後(経常的)
全般的事項	・会計知識の習得	・会計知識の習得 ・会計経理実務
個別的事項 (移行事務)	・資産評価作業 ・会計規程等の整備	—

## 対応策の検討

○法適化に関連する既存の施策を含め、次の3点を検討。

【検討①】法適化マニュアルの整備(既存:移行事務)

【検討②】経営アドバイザー派遣事業の強化(既存:移行時・移行後共通)

【検討③】都道府県・法適化団体と連携した取組(新規:移行時・移行後共通)

### ○調査チームにおける各省意見

- ・人的支援・サポートが必要(共通)
- ・事業体によっては、職員数は兼任・少人数である状況。(厚労省・環境省)
- ・資産調査、会計規程等の整備、会計システムの構築など公営企業会計に精通した知識が必要。(国交省)
- ・公営企業会計を保有していない団体においては、独自でノウハウを習得する必要。(国交省)
- ・市町村合併により都道府県の流域下水道が公共下水道に移行する場合には、市町村の負担を考慮して、都道府県にも法適用の移行事務を担ってもらう仕組みを検討することが必要ではないか。(国交省)

### ○研究会における主な意見

- ・人材育成やサポート体制、手厚い財政支援が必要である。
- ・団体の規模・事業の規模に応じた段階的な支援と十分な移行期間が必要である(特に小規模町村について、移行に係る可能な範囲の手当・配慮が必要である)。
- ・法適用企業がない団体へは特に人的支援が必要。
- ・法適用企業がある場合はその経験を生かすべきである。そうでない場合は県単位でのプロジェクトでの一括発注なども考えられる。
- ・都道府県単位で推進チームを設置、支援・情報共有を行うのが望ましい。

### ○地方公共団体の主な意見(財務規定等適用に係る課題)

- ・移行時における地方公営企業会計に精通した職員の不足
- ・資産評価作業の事務負担
- ・業務量の増加とそれに伴う職員の不足(移行、移行後の各種事務負担)

## 【検討①】法適化マニュアルの整備

○下水道事業・簡易水道事業については、総務省（自治省）が作成した法適化マニュアルが存在。

下水道事業：「下水道事業における地方公営企業法適用マニュアル」  
（昭和63年自治省）

簡易水道事業：「簡易水道法適化マニュアル」（平成14年総務省）

○しかしながら、いずれも作成されてから相当程度年数が経過しており、昨今の公営企業関係の改正を反映せず。

○また、今回の法適化の推進において重要な要素の一つとなる、資産の評価方法について、特段の考え方を示していない。

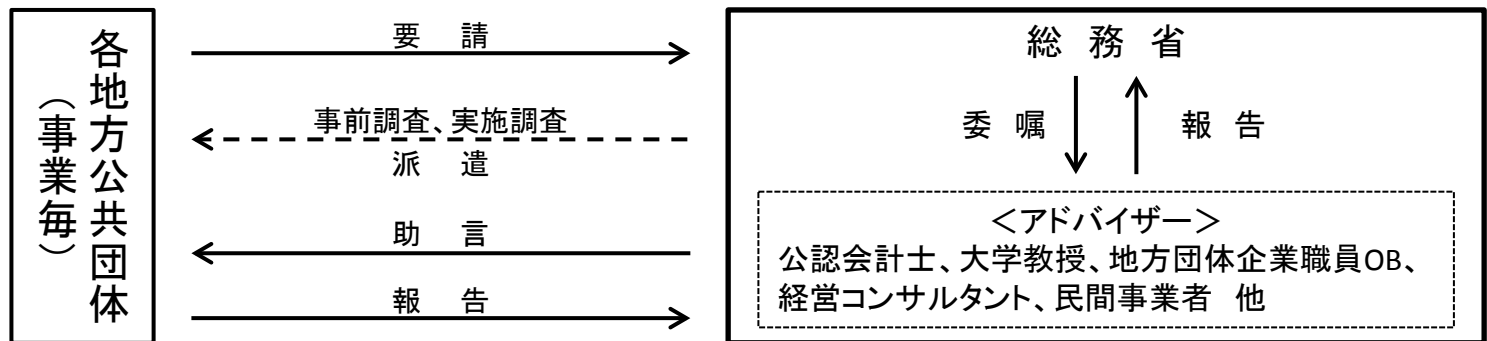
○このため、資産評価の方法を示すことを中心とした、法適化のマニュアルを整備する必要。

→ マニュアルの整備について、平成26年4月以降速やかに検討（整理手法についてどのレベルまで要求するかについても整理）

## 【検討②】経営アドバイザー派遣事業の強化

○現在、地方公営企業の経営効率化等の観点から、アドバイザーを派遣して助言を行っているところ。

【スキーム】



※法適化についても支援を行っているものの、アドバイザーの派遣実績は年間10件程度であり、今後、法適化を一層推進していくためには、事業としても充実強化を図る必要。

→必要な予算・アドバイザーの確保を行い、法適化について一層支援する体制を整えていくことが重要。

## 【検討③】都道府県・法適化団体と連携した取組

○調査チームのみならず、研究会、地方公共団体からも支援を求める意見が多いことから、人的な負担を緩和するため一定の支援を検討する必要があるのではないか。

→支援体制のイメージは下記のとおり。

○具体的な手法については、今後、地方団体へのヒアリング等を通じ、更に検討。

### <支援体制のイメージ>

#### ①支援の実施主体

・法適化マニュアルの作成、経営アドバイザーの派遣など国（総務省）が主体となって行う支援のほか、人的な支援については、対象となる企業（団体）が多数にわたること、地域に密着した支援が必要であることなどから、都道府県が調整役となる方式が妥当ではないか。

・想定される支援内容を踏まえると、都道府県の市町村担当課を中心に、法適化済団体の職員、公営企業に知見を有する外部有識者も含む体制を整備する必要があるのではないか。

併せて、関係省庁との連携・協力のもと、都道府県の企業局等の公営企業担当部局、簡水・下水の事業担当部局も一定の役割を担うこととしてはどうか。（仮称：「法適化支援チーム」）。

⇒総務省・関係省庁の両面からサポート

### <都道府県における法適事業実施状況(H23)>

区 分		事業数
都 道 府 県 合 計		202
主 な も の	上 水 道 事 業	26
	簡 易 水 道 事 業	1
	工 業 用 水 道 事 業	40
	電 気 事 業	25
	病 院 事 業	46
	下 水 道 事 業	6



②具体的な任務(支援内容)

- ・会計知識や会計実務に係る研修・講習の実施
- ・移行時や移行後の各種作業の共同化(共同実施、一括発注、共同調達、会計システム共同化等) など

<支援チームの役割分担イメージ>

区 分		全般的事項(会計関係)	個別的事項(移行作業等)
都 道 府 県	事業担当部局	全体調整、派遣研修調整、 派遣研修受入れ、会計システム共同化	全体調整、一括発注等、事業ごとの調整、 派遣研修受入れ
	企業担当部局		
	市町村担当課		
法 適 化 済 団 体		研修(会計実務)、派遣研修受入れ	派遣研修受入れ、事例報告、作業助言 全般、例規整備協力
外 部 有 識 者		研修(会計総論)、会計実務照会対応 (ヘルプデスク)	作業監修

③支援の実施期間

- ・移行準備開始初年度から当分の間(移行後の支援も行うため)

区 分	移 行 期 間	移 行 後
会 計 関 係	研修(会計総論)、財務諸表整備等	研修(会計実務)、照会対応(ヘルプデスク)
移 行 作 業 等	資産評価支援、一括発注等	—

④国等の支援

- ・各都道府県において統一的な支援が円滑になされるよう、以下のような支援が必要となるのではないか。  
例)各種情報の共有化(研修資料等)、移行作業共同化のマニュアル作成、会計システム共同化の検討など

⑤都道府県・法適化済団体の所要経費に対する財源措置

- ・所要経費に対し何らかの財源措置を講じる必要があるのではないか。  
例)研修会開催経費、外部有識者謝金、派遣受入れに係る経費など

## 2 財政的支援の強化について

法適用の拡大に際し、財政的支援の必要性について挙げられた課題、それに対する検討等は以下のとおり。

### 課題

#### (1) 厚生労働省

簡易水道事業のみの事業体の会計作業負担に対して、財政支援措置等が特に必要。  
(職員数が少なく移行時の外部委託経費が必要。移行後の会計処理経費も必要。)

#### (2) 国土交通省(下水道協会)

会計システムや資産調査に関する委託については、発注が集中することにより委託価格が高騰する可能性があることを踏まえ、財政的支援が必要。

#### (3) 農林水産省

農業集落排水事業の法適化に際し、人的・財政的な支援が必要。

#### (4) 研究会委員の意見

- ・ 強制適用する場合は費用の半額は交付税で措置するくらいの支援は必要である。
- ・ 移行コストに係る財源措置が必要である。
- ・ 補助金・交付税等による金銭的メリットを設けることもありうべし。
- ・ 手厚い財政支援が望まれる。

#### (5) 地方公営企業法の適用に関する調査研究会報告書（平成25年3月）

- ・ 『移行にあたっては、システム改修費をはじめとした準備費用が発生することから、当該財源の確保が課題となる。なお、全国的に法適化に取り組むことになれば、ノウハウの普及や競争性の向上により、コストダウンも期待できるのではないか。』としている。
- ・ 考えられる支援策(案)として、  
『財政措置の拡充: 現行の支援策を踏まえつつ、財務規定等の適用の対象範囲を拡大する際には、財政措置の拡充を検討する必要があるのではないか。』としている。

## 検討

### ア 委託業務の大まかな内訳・必要な経費

- ・ 基礎調査
- ・ 資産調査(資産評価に要する経費、資産台帳の作成経費)
- ・ 移行事務支援(条例・規則等の整備に要する経費)
- ・ システム構築(システムや電算の構築に要する)

### イ 法適用移行に係る費用の実態

- ・ 法適用移行に係る委託費用の推計(全国) : 約360億円程度(簡易水道事業:約90億円、下水道事業:約270億円)  
(※法適化アンケートの回答における簡易水道事業・下水道事業の法非適用の事業数に、人口区分別の1事業当たり委託費用を乗じて全体の所要金額を推計)

<参考1>法適移行に要する委託経費の実績(下水道事業)(※1事業当たりの委託費用の平均値)

(法適化アンケートの回答から、法適移行に要する委託経費を集計。H15～24年度に法適移行した下水道事業の平均委託費用を算定)

人口区分	平均委託費用(千円)	回答数	(参考)非適用事業数※
30万以上	103,609	22	114
10万以上30万未満	43,258	36	338
5万以上10万未満	20,307	29	547
3万以上5万未満	19,103	24	473
1万以上3万未満	10,999	28	830
1万未満	7,702	5	694
平均	36,323	144	(合計)2,996

<参考2>法適準備に要した経費(※1事業当たりの委託費用の平均値等。下水道協会検討会資料より。有効回答数48/71事業。)

人口区分	最大委託金額(円)	最小委託金額(円)	平均委託金額(円)
政令市	194,108,670	114,387,000	102,831,890
30万以上	256,042,500	12,740,000	135,325,891
10万以上30万未満	195,025,000	5,500,000	54,013,323
5万以上10万未満	40,000,000	5,934,900	18,108,240
1万以上5万未満	69,552,000	1,747,200	18,486,451
1万未満	-	-	-
全体	256,042,500	1,747,200	65,753,159

ウ 法適化に係る現行の財政措置(特別交付税制度)

(下水道:H11～)

- 地方公営企業法の適用に要する経費(資産評価に要する経費、システムや電算の導入に要する経費、資産台帳の作成経費、条例・規則等の整備に要する経費等)のうち、総務大臣が調査した額に2分の1を乗じて得た額の範囲内において、当該年度中に一般会計から下水道事業特別会計に繰り入れた額に、次に掲げる乗率を乗じて得た額。

財政力指数	乗 率
0.8以上	0.5
0.6以上～0.8未満	0.7
0.5以上～0.6未満	0.9
0.5未満	1.0

(例) 委託経費56,212千円の1/2を一般会計から繰り出した場合

(「『法適化に関するアンケート』1-2-1.平均委託費用」に基づく)

財政力指数0.8以上の企業  $56,212 \text{ 千円} \times 1/2 \times 0.5 = 14,058 \text{ 千円}$

財政力指数0.5未満の企業  $56,212 \text{ 千円} \times 1/2 \times 1.0 = 28,106 \text{ 千円}$

(簡易水道:H12～)

- 地方公営企業法の適用及び簡易水道事業を統合するために要する経費の一部として総務大臣が調査した額に2分の1を乗じて得た額の範囲内において、当該年度中に一般会計から簡易水道事業特別会計に繰り入れた額の2分の1とする。

## 課題への対応の方向性

法適用の拡大に際し、どの程度の費用が必要になるかを精査した上で、下記事項にも配慮しながら、財政支援のあり方を検討すべきではないか。

- ・ 短期間(移行期間内)での緊急的な対応を要し当該経費を直ちに料金に反映させることが困難であること
- ・ 公営企業が経営健全化を進めている中で料金収入からの費用捻出が難しいこと
- ・ 法適用を義務付ける場合、小規模団体についても一律に義務付けられることとなることから、配慮が必要であると考えられること(※大規模団体であっても小規模団体であっても一定の固定費用がかかると考えられることにも留意)
- ・ 下水道事業の任意適用に係る特別交付税措置の実績(平成24年度)をみると、  
実繰出額(558,931千円) > 繰出基準額(487,874千円) となっていること
- ・ 中長期的な経営健全化につながる取組であることに着目し、必要経費について複数年度で負担できるような仕組(例えば起債など)をとりえるかということ
- ・ 移行後の会計処理経費についても財政支援が必要か

### 3 繰入制限に関する懸念について

#### 課題

- ・「企業会計になれば料金により経費を賄うことが原則になるだろうが、それは難しい」等の懸念(地方公共団体等)
- ・法適用すると一般会計からの繰入れが制限されるのではないかという事業体の懸念。法適用に伴い従来より独立採算への指導を強化するとすれば事業体の反発が予想される。(厚労省)
- ・必ずしも採算性の観点のみで成り立っているわけではなく、非常に厳しい基準を適用されることになれば対応は困難(農水省・農集)

#### 検討

#### ア 企業会計(財務規定等)の適用の意義

- 更新需要や人口減等、経営状況が厳しい状況下において、的確に施設の建設・維持管理を行い、住民サービスを維持するためには、料金負担部分と公費負担部分を適切に組み合わせて経営基盤を確立する必要がある。

企業会計(財務規定等の適用)は、その前提として経営情報を的確に把握し、住民・議会の理解を得るために必要。

#### イ 経費負担区分に関する考え方

- 地方公営企業についてはそれに要する全ての経費を独立採算で処理するという完全な意味での独立採算はとられておらず、一般会計等において負担すべき経費を明確に定め、それら以外の経費については企業の経営に伴う収入をもって充てなければならないとしている。本来地方公共団体の一般行政事務と考えられるような業務や本来不採算であり企業ベースに乗らないような活動に要する経費は、独立採算の枠から外して地方公共団体が主として一般会計において負担することとなっているもの(地方公営企業法第17条の2)。

○ また、地方公営企業は、独立採算の原則が課されていること、一般会計において負担すべき経費については負担区分として既に定められていることを念頭において、なおかつ補助をするだけの合理的理由があるときは一般会計からの繰入れが認められている。

一般会計等の義務費となる経費を具体的、限定的に明示したうえで、これらの経費以外にも臨時例外的に一般会計が補助してもよい(する必要はある)場合について、企業の置かれた具体的状況に応じて補助できるとしているもの(地方公営企業法第17条の3)。

○ 地方公営企業法の財務規定等を適用していない事業についても、負担区分の考え方を導入した上で独立採算制が経営の基本原則とされている。併せて、その例外としての補助が認められており、これに基づく繰入れを行っている(地方財政法第6条)。この考え方は地方公営企業法の財務規定等を適用している事業の経費負担区分の考え方と同様である。

課題への対応の方向性 (首長や地方公共団体(公営企業会計、一般会計両方)等に対する説明)

**地公企法の財務規定等を適用し企業会計を導入した場合でも、必要な経費全てを料金で賄わなければならないものではない。財務規定等の適用の前後で、一般会計からの繰入れに対する考え方が変化するものではない。**

地方公営企業法(抄)

(経費の負担の原則)

第十七条の二 次に掲げる地方公営企業の経費で政令で定めるものは、地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において、出資、長期の貸付け、負担金の支出その他の方法により負担するものとする。

一 その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費

二 当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費

2 地方公営企業の特別会計においては、その経費は、前項の規定により地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てなければならない。

(補助)

第十七条の三 地方公共団体は、災害の復旧その他特別の理由により必要がある場合には、一般会計又は他の特別会計から地方公営企業の特別会計に補助をすることができる。

地方財政法(抄)

(公営企業の経営)

第六条 公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入(第五条の規定による地方債による収入を含む。)をもつてこれに充てなければならない。但し、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもつてこれに充てることができる。

## 4 資産の整理手法の選択基準を示す必要性について

### 検討

#### ア 固定資産台帳整備手法別の基本的考え方

##### ○標準整理手法

- ・改築の時代を迎えるにあたり、適正な異動処理をすることで実体資産との整合が図られた固定資産台帳とすべき。
  - ・ストックマネジメントを導入するにあたり、根幹となる資産台帳単位と管理単位を合わせるべき。
  - ・使用料原価である減価償却費の明瞭性を確保するためにも精度の高い台帳とすべき。
- (第1回調査チーム資料7 10ページ 国土交通省資料) (※国交省:(下水道事業においては)標準整備手法が望ましい)

##### ○簡易整理手法

- ・固定資産台帳の整備を優先し、精度の高さについてはある程度許容する。
- ・貸借対照表、損益計算書の作成は可能。(※厚労省:簡易整理手法を選択肢として残すべき)

#### イ 各手法の比較

	標準整理手法	簡易整理手法
固定資産の計上単位	年度別工事一覧をもとに、1工事を1資産として整理(不明資産の評価方法は、物量による按分方法があるか。)	年度ごとの資産区分に括り1資産計上
異動処理などの対応(除却など)	比較的簡単に除却資産の特定が行える。	除却資産の特定が難しい。(除却資産の特定ができなくても会計処理は可能ではないか。)
減価償却費の精度	いずれの方法によっても工事年度の工事総額が変わるわけではないため、通算すれば費用に計上される金額は同額であるが、固定資産の計上単位の違いにより各年度の減価償却費は異なる。	
	資産の括りが実態とある程度一致する考え方であるため、特に問題はない。	資産の括りが大きい場合、実態とそぐわない。そのため、経理上の資産と実体資産が乖離していくことが考えられる。(経済的耐用年数と法定耐用年数と乖離しているかで資産整理手法による経理上の資産と実態との乖離は、資産管理に与える影響はそれほど大きくないとの見解もある。)
作業の難易度	資産が多種多様となるので、ある程度の専門知識が必要となる。	工事台帳や設計書程度の資料を基に作業を行うので特に専門的な知識は必要としない。
作業期間	やや長期(1~2年)	短期間(約1年)
新規資産の登録などの運用	やや簡単	簡単

※出典:下水道事業における企業会計導入の手引き2013年版(公益社団法人 日本下水道協会)を加工



## ウ 資産整理手法に関する論点

- 固定資産台帳の整備普及を図るため、財務会計処理ができる程度の簡易な資産整理手法を許容するか、本格的なアセットマネジメントや施設の管理へ活用できる資産整理手法を求めるか。  
⇒財務諸表作成目的のための固定資産台帳とストックマネジメントに役立つ施設台帳を分けて整備すべきとの見解もある。一方で、分けて整備することは、更新時やアセットマネジメントに活用する際に、自治体の作業量をむしろ増やすことが想定されるため、標準整理手法により固定資産台帳を作成すべきとの見解もある。
- 固定資産台帳を活用した中長期的な更新費用の把握をどのように行うか。
- 簡易整理手法による固定資産台帳はアセットマネジメントに活用できないのか。  
⇒資産計上単位が資産管理単位(取替単位)と乖離すると、アセットマネジメントに活用することは難しいか。一方で更新需要の概括的な把握程度は行えるか。
- 簡易整理手法と標準整理手法とでは、台帳整備にかかる時間、経費はどれほど違いがあるのか。
- 適正な財務会計処理を行うために許容される資産整理の「簡易さ」はどの程度か。  
⇒固定資産台帳を基に算定される減価償却費は料金算定根拠となるものであるが、資産計上単位を工事単位とすれば十分に許容できるのではないか。
- 固定資産台帳整備を進める際に、資産の管理をする台帳システムとの連携を図ること(システムのリンク)について留意すべきではないか。
- 整備事業実施段階から資産管理台帳を整備することは可能であり、資産管理の手法を早めに提示することにより、移行作業がスムーズに行える。

### 課題への対応の方向性

調査チーム及び研究会でのさらなる議論を踏まえ、詳細は平成26年度に予定している法適化マニュアル整備の中で検討。

# 5 十分な移行期間の確保について

## 課題

### ○ 各省・委員意見

- ・法非適用事業者数、資産調査の受託事業者数からして、5～10年の準備期間が必要ではないか。(国交省)
- ・都道府県や政令市など一定以上の団体について財務規定の適用を先行させ、中小団体はそのあとに円滑に移行することも検討が必要。(国交省)
- ・標準整理手法による資産調査には、3年程度の期間を要するが、受託業者数は限られており、十分な期間設定が必要。(国交省)
- ・会計システムや資産調査に関する委託については、発注が集中することにより委託価格が高騰する可能性。(国交省)
- ・流域下水道について、財源が複数あり、整理にあたって資産毎の配賦には複雑な構成となっているため、資産調査などに十分な準備期間を付与する必要。(国交省)
- ・現時点では数が少ないかもしれないが、標準手法が確立すればするほど他の参入が促される。(委員)
- ・特に、小規模事業者の移行期間については、事業の健全化を促す施策展開との連携を図っていく必要があるのではないか。(厚労省)

## 検討

### ア 総務省アンケート結果

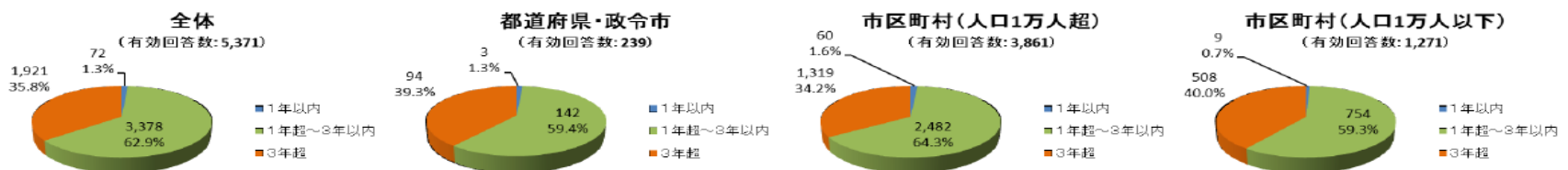
総務省のアンケート結果では、全体の6割が1年超～3年以内、4割近くが3年超となっている。

#### 質問内容

法非適用の事業に財務規定等を適用することに関し、その移行準備等に必要と考えられる期間  
【回答対象】法非適用事業

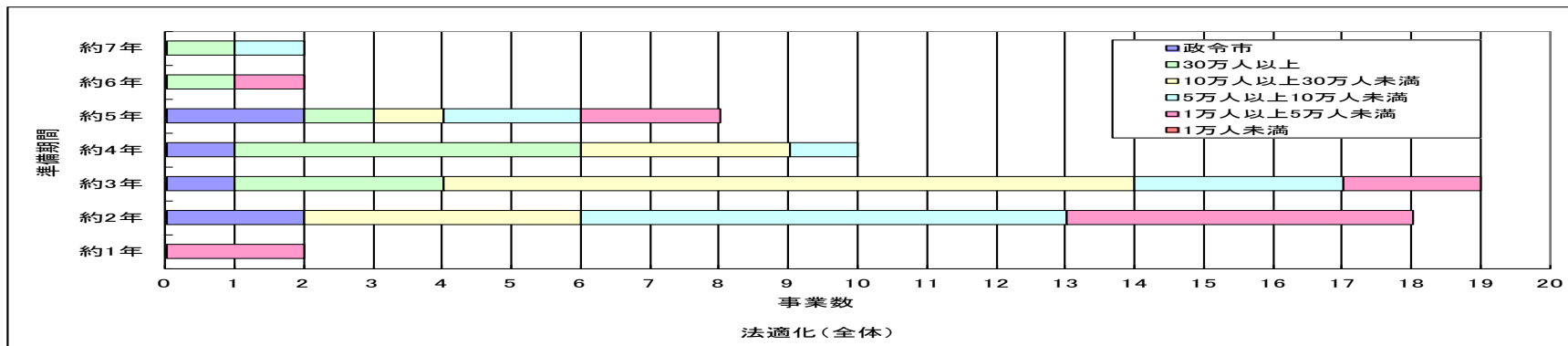
#### ポイント

- ・1年超を要するとの回答が大半であり、3年超を要するとの回答も4割近く見られた。
- ・団体規模別では、人口1万人以下の市区町村で「3年超」が最も多い結果となった。



## イ 日本下水道協会アンケート結果

日本下水道協会のアンケート結果では、最も回答が多かったのが3年、最長で7年となっている。



※既適用事業者への移行に要した期間に関するアンケート(下水道法に基づく下水道事業を対象)

(国交省提出資料)

## ウ 受託事業者への聞き取り

複数の事業者への聞き取りによると、公共下水の資産調査において対応が可能となる件数は以下のとおりだが、回答にバラツキがあるため、今後さらなる調査が必要。

事業者A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・弊社は3年間で40件程度の委託調査に対応することが可能。</li> <li>・また、大手15社程度は、それぞれ3年間で30件程度の委託調査に対応することが可能ではないか。</li> </ul>
事業者B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2年間で5～6件程度の委託調査に対応することが可能。</li> </ul>

※事業者A・Bを含む大手事業者(資産調査・移行支援・システム導入実績あり)は15社。なお、これ以外に資産調査実績を有する事業者は12社あるが、一社当たりの対応可能件数は少ないと思われる)

## 課題への対応の方向性

これまでの、個々の地方公共団体における法適用に係る移行期間の実績は、平均的には3年、最長で7年程度となっており、また、下水道事業の特性を理解している受託事業者の数が限られていることから、短期間での対応件数には限界があること(あるいは委託料が高騰する可能性があること)を踏まえて、移行期間を設定する必要があるのではないかと考えられる。

## [補論] 流域下水道について

### 課題

#### ○ 各省意見

- ・流域下水道について、財源が複数あり、整理にあたって資産毎の配賦には複雑な構成となっており、資産調査などに十分な準備期間を付与する必要。(国交省)

### 検討

- 公共下水道について、処理区域内人口約10万人の団体の平均管渠延長は約400km。
- 事業者聞き取りによると、管渠400kmの公共下水道事業について、資産調査には職員4人で2年程度必要。
- 流域下水道については、複数の流域を有し、大規模な処理場を持つため、公共下水道の数倍の業務量が発生(受託事業者聞き取り)。

(例) 埼玉県(流域)・さいたま市(公共)の法適化(事業者A)

	さいたま市(公共)	埼玉県(流域)
管渠延長	2,690km	438km
処理場	1ヶ所	9ヶ所
資産額 (固定資産)	3,581億円	5,858億円
委託料 (資産調査分)	193百万円	148百万円 (85百万円)
配置人数	12人	8人
作業期間	2年	2年

○現在非適事業である流域下水道については、1事業あたり平均管渠延長159km、平均処理場数4ヶ所。

#### 【参考】

大阪府 管渠:547km、処理場:13(最大)

### 課題への対応の方向性

流域下水道の法適用については、公共下水道と比べて、一事業あたりの移行に係る業務量が大きくなる可能性があることを踏まえて、受託事業者の対応能力も勘案しつつ、移行期間を検討することが必要ではないか。

## 6 小規模事業・小規模団体への対応【簡易水道事業】

### 課題の整理

#### ○ 厚生労働省の意見

- ①非適簡水のみ（上水道未実施）の事業は、342事業。
- ②非適簡水のみ団体は、職員数0人・1人が多い。
- ③多数の簡水が存在する団体は、今後、統合により上水となっていく可能性があるものの、そのような対応ができない団体も残る。
- ④非適簡水は、給水人口2,000人以下のものが多い（197事業）。
- ⑤非適簡水のみ団体は、職員少数であり、
  - ・委託による移行作業の経費負担発生
  - ・移行後の会計処理に伴う経費増も見込まれるが、現在も高料金であることから料金転嫁は困難であり、  
財政支援が必要。
- ⑥法適化により、厳しい経営状況が明らかとなる小規模事業体があることに対し、多様な広域化や官民連携等の経営改善施策を国が提示するなど、事業の健全化を促す対策が法適化と並行して必要。

○小規模団体、とりわけ上水道事業の未実施団体については、職員が少数であり、法適化のノウハウもないことから、移行時・移行後の事務負担が大きい、という指摘を課題としてとらえ、以下の視点から検討。（※増加経費に対する財政支援は別途検討）

【視点①】職員数の状況、【視点②】上水道事業の実施団体、【視点③】上水道との比較

## 【視点①】職員数の状況

### 検討

#### ア 総務省の地方公共団体アンケート結果

○地方公共団体への意見調査結果では、移行に要した職員数の全体平均は3.5人。

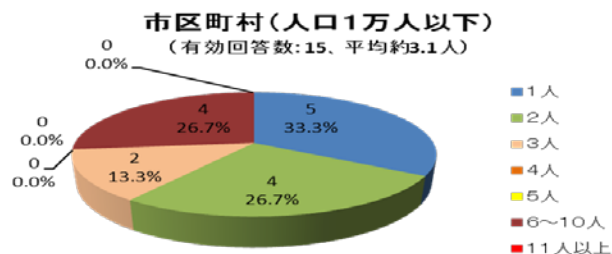
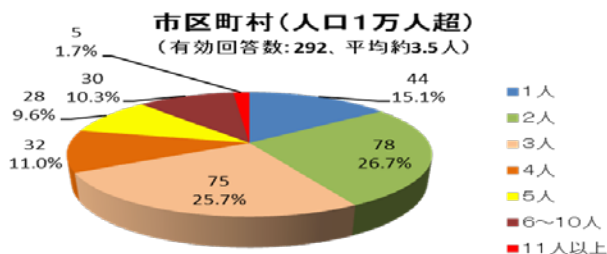
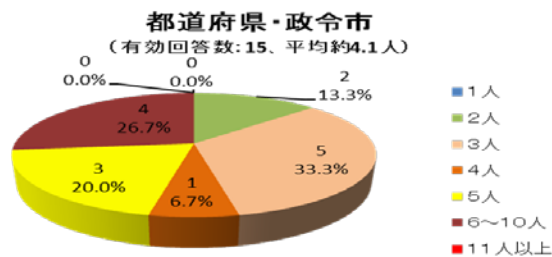
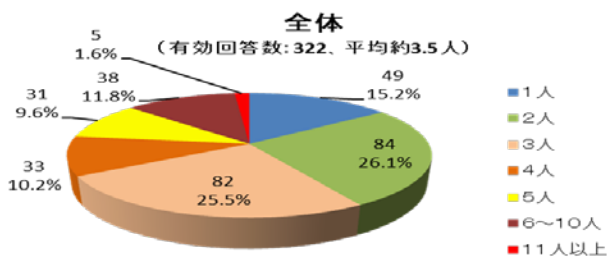
○地方公共団体の規模が大きくなるに従って、移行に要した職員数も多くなる傾向は見られるが、地方公共団体の規模の違いによる影響は小さく、人口1万人以下の市町村であっても、移行に要した職員数の平均は3.1人となっている。

#### 質問内容

任意適用事業について、全部適用又は財務規定等適用への移行に要した職員数(直近10年以内の事例を集計)  
【回答対象】任意適用事業(全部適用又は財務適用)

#### ポイント

- ・移行に要した職員数の全体平均は3.5人。
- ・団体規模が大きいほど、移行に要した職員数が多い状況。



## イ 規模別職員数の状況

○簡易水道事業全体の職員数は、0人又は1人の事業が全体の半数を占めており、このうち9割は、現在給水人口が5,000人未満の事業に集中している状況。

<簡易水道事業における職員数の状況(H23)>

357(45.8%)~392の約9割

現在給水人口(人)	0人	1人	2人	3人	4人	5~9人	10~19人	20人以上	合計
0 ~ 1,000人未満	98	47	6	1	0	0	0	0	152
1,000 ~ 2,000人未満	26	57	19	3	0	3	0	0	108
2,000 ~ 3,000人未満	10	48	31	6	5	1	0	0	101
3,000 ~ 4,000人未満	11	37	26	20	5	1	0	0	100
4,000 ~ 5,000人未満	3	20	21	18	6	3	0	0	71
5,000 ~ 7,000人未満	8	12	18	21	13	13	0	0	85
7,000 ~ 10,000人未満	1	7	20	11	15	19	1	0	74
10,000 ~	4	3	7	5	6	41	21	2	89
合計	161	231	148	85	50	81	22	2	780

392(50.3%)

※参考:職員数2人以下の市町村上水道事業 92事業

### 視点①への対応の方向性

○法適用の移行に要する職員数は団体の規模による違いが少ない一方で、事業の規模により職員数の違いが大きくなっていることから、小規模事業であるほど移行にかかる負担は大きくなることを踏まえる必要があるのではないか。

## 【視点②】水道事業の実施団体

### 検討

○簡易水道事業を実施している団体のうち、約55%は水道事業も実施。

○このうち、大規模な簡易水道事業の実施団体については、水道事業を実施している割合が高い一方で、小規模なものについては割合が低い状況。

＜簡易水道実施団体における  
上水道事業の実施状況(H23)＞

	人以上	人未満	事業数	内訳			
				上水道実施		上水道未実施	
					割合		割合
現在 給水 人口	0 ~	1,000	152	102	67.1%	50	32.9%
	1,000 ~	2,000	108	56	51.9%	52	48.1%
	2,000 ~	3,000	101	38	37.6%	63	62.4%
	3,000 ~	4,000	100	45	45.0%	55	55.0%
	4,000 ~	5,000	71	26	36.6%	45	63.4%
	5,000 ~	7,000	85	45	52.9%	40	47.1%
	7,000 ~	10,000	74	43	58.1%	31	41.9%
	10,000 ~		89	75	84.3%	14	15.7%
	合計		780	430	55.1%	350	44.9%

### 視点②への対応の方向性

○上水道事業の実施団体は、公営企業会計のノウハウを蓄積していると考えられ、移行にあたってその活用が期待されるが、小規模事業はそのノウハウ自体が存在しない場合が多いと考えられるため、このような状況を十分に踏まえた支援策を検討する必要があるのではないかと考えられる。



## 【視点③】上水道との比較

### 検討

○上水道事業は、昭和27年の地方公営企業法施行後、段階的に適用範囲を拡大し、現在はすべての事業が法適(全適)事業。

○一方、簡易水道事業は、法非適事業となっており、法の任意適用も3%程度の水準にとどまっている状況。

○水道法においては、簡易水道事業は「給水人口が5,000人以下」の「水道事業」と規定されており、各種規制等についても、一部の例外を除き原則的に上水道事業と同様の取扱いとされている。

※簡易水道事業は、昭和32年以降、特別会計設置義務あり。

	改正後の基準	施行日	経過措置
昭和27年法制定時 (昭和27年8月1日公布)	職員数50人以上の事業に全適	昭和27年10月1日 (財務関係規定は昭和28年1月1日)	なし
昭和35年法改正時 (昭和35年4月30日公布)	職員数20人以上の事業に財適	昭和36年4月1日	なし
昭和41年法改正時 (昭和41年7月5日公布)	全ての事業に全適	昭和42年4月1日	20人未満の事業を経営する団体で、条例で定めた場合には、昭和43年3月31日までは適用しないことができる。

### 視点③への対応の方向性

○上水道事業、簡易水道事業ともに、水の供給という意味でサービス内容は同一であり、今後とも事業の持続性を確保していく必要性は同様。

○上水道事業全部が法適化され既に約50年経過していることも踏まえると、水道事業の一種である簡易水道事業についても法適化を進めていく必要があるのではないか。また、上水道が段階的に法適用を行ってきていることを踏まえる必要があるのではないか。

## 視点①～③への対応のまとめ

### 【視点①】職員数の状況

○法適用の移行に要する職員数は団体の規模による違いが少ない一方で、事業の規模により職員数の違いが大きくなっていることから、小規模事業であるほど移行にかかる負担は大きくなることを踏まえる必要があるのではないか。

### 【視点②】水道事業の実施団体

○上水道事業の実施団体は、公営企業会計のノウハウを蓄積していると考えられ、移行にあたってその活用が期待されるが、小規模事業はそのノウハウ自体が存在しない場合が多いと考えられるため、このような状況を十分に踏まえた支援策を検討する必要があるのではないか。

### 【視点③】上水道との比較

- 上水道事業、簡易水道事業ともに、水の供給という意味でサービス内容は同一であり、今後とも事業の持続性を確保していく必要性は同様。
- 上水道事業全部が法適化され既に約50年経過していることも踏まえると、水道事業の一種である簡易水道事業についても法適化を進めていく必要があるのではないか。また、上水道が段階的に法適用を行ってきていることを踏まえる必要があるのではないか。

## 簡易水道事業の対応の方向性

上記を踏まえると、簡易水道事業は、規模の違いにより法適用の移行にかかる負担が大きく異なると考えられることから、段階的に法適用を進めていく必要があるのではないか。

## [補論] 上水道との統合

○一定の要件に該当する(認可上の)簡易水道は、平成28年度末までの間に、上水道事業との統合が求められている。

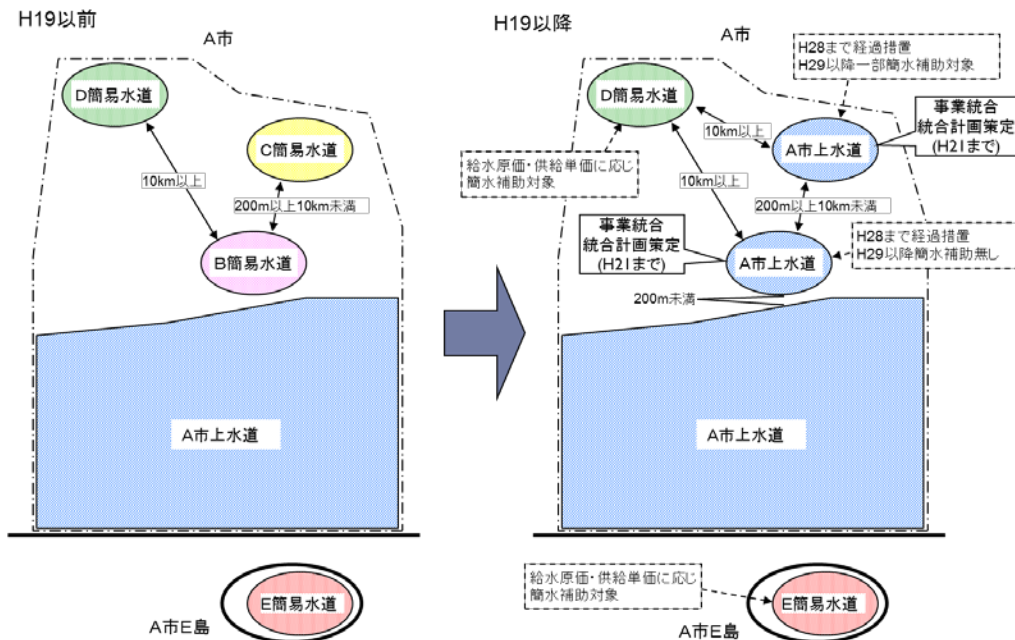
○統合を推進することにより、簡易水道事業の事業数は、現在から3割程度が減少し、520程度の事業が存続するものと見込まれる。

## 上水道との統合への対応の方向性

○統合の手法には、会計上の統合も含まれ、法適用範囲の拡大と同様の効果が期待される。

○一方で、統合の進展に伴い、特に小規模な簡易水道事業については、給水人口など事業の規模が更に縮小することも想定されることから、その対応については、統合の推移を十分見極める必要があるのではないか。

## <厚生労働省資料>



## 6 小規模事業・小規模団体への対応【下水道事業】

### 課題

#### ○ 各省意見

- ・1地区あたりの処理人口は平均約700人であり、下水道と比べると非常に小規模。(農水省・農集)
- ・下水道事業を実施していない小規模なところでは、法適化にあたり職員の確保など困難な面も生じてくるため、規模による特例措置、人的・財政的支援、移行期間の確保を考慮いただきたい。(農水省・農集)
- ・奥地で小規模のため、適用を一律でなく地域の実態に合わせて選択制の考え方も考慮を。(農水省・林集)
- ・浄化槽は事業開始からの年数が浅く、当面は新規整備が中心。本格的な更新はもう少し先。(環境省)
- ・現在、公営企業としての体制が十分取れておらず、一律の適用は困難な部分があるのではないかと。(環境省)
- ・浄化槽は個別に整備されるものであり、広域化等により管理する基数を増やした場合も、集約化による経営的なメリットが必ずしも期待できない。(環境省)
- ・浄化槽事業の実施主体は小規模市町村が多くを占め、事業体制・予算規模が小さいため、法適化による経営合理化等のメリットよりも事務負担の増大によるデメリットが大きい場合があることを考慮する必要。(環境省)

- 小規模事業・小規模団体に係る課題は、支援・協力体制の必要性や財政支援の必要性など、1～5の課題を包含するものであるが、小規模という課題それ自体の対応の検討も必要ではないか。

【視点①】事業規模ごとの熟度、【視点②】職員数の状況、【視点③】上水道との比較

## 視点①

各事業・各団体の規模ごとに、法適用を行うための熟度に違いがあるのではないか。

## 検討

### ア 各事業の経過年数の状況

下水道事業全体の平均経過年数は17.3年となっている。処理区域内人口別では、人口区分が大きくなるほど、経過年数は大きくなる傾向がある。また、事業別に見ると、公共・流域が他事業と比べて、経過年数が大きくなっている。

[平均経過年数]

(単位:年)

処理区域内人口区分		公共	流域	農集	漁集	林集	特排	その他
0 ~	4,999	11.3	-	14.5	13.1	11.7	7.7	12.0
5,000 ~	9,999	15.6	-	19.2	22.3	-	10.3	15.0
10,000 ~	19,999	19.4	2.0	21.4	-	-	8.0	-
20,000 ~	29,999	23.4	-	25.3	-	-	-	-
30,000 ~	49,999	25.8	12.0	27.3	-	-	2.0	-
50,000 ~	99,999	31.0	21.0	-	-	-	-	-
100,000 ~	199,999	37.7	24.8	-	-	-	-	-
200,000 ~	299,999	46.7	26.2	-	-	-	-	-
300,000 ~	499,999	48.3	26.0	-	-	-	-	-
500,000 ~		55.3	33.9	-	-	-	-	-
平均		22.1	28.7	16.0	13.3	11.7	7.9	12.0

※公共には特環・特公を含み、その他には簡排、小排及び個排を1団体として計上。

## イ 各事業の経費回収率の状況

下水道事業全体の経費回収率の平均は87.0%となっている。処理区域内人口別では、人口区分が大きくなるほど、経費回収率が高くなる傾向があり、事業別に見ると、公共が他事業に比べて経費回収率が高くなっている。

### [経費回収率]

処理区域内人口区分		公共	流域	農集	漁集	林集	特排	その他
0 ~	4,999	49.0%	-	46.3%	38.6%	29.0%	57.3%	47.5%
5,000 ~	9,999	57.1%	-	49.9%	48.8%	-	64.2%	52.8%
10,000 ~	19,999	62.6%	-	52.0%	-	-	69.6%	-
20,000 ~	29,999	70.6%	-	66.9%	-	-	-	-
30,000 ~	49,999	75.0%	-	49.1%	-	-	97.6%	-
50,000 ~	99,999	82.9%	-	-	-	-	-	-
100,000 ~	199,999	85.5%	-	-	-	-	-	-
200,000 ~	299,999	92.1%	-	-	-	-	-	-
300,000 ~	499,999	91.9%	-	-	-	-	-	-
500,000 ~		105.8%	-	-	-	-	-	-
平均		89.3%	-	50.1%	39.8%	29.0%	59.2%	47.9%

※公共には特環・特公を含み、その他には簡排、小排及び個排を1団体として計上。

## ウ 任意適用の進捗状況

下水道事業について、事業会計の任意適用の割合は11.1%となっている。また、処理区域内人口別では、人口規模が大きくなるほど任意適用が進んでおり、事業別に見ると、公共が他事業と比べて大きくなっている。

[任意適用割合]

処理区域内人口区分	公共	流域	農集	漁集	林集	特排	その他
0 ～ 4,999	2.6%	-	4.9%	5.4%	3.8%	7.3%	10.1%
5,000 ～ 9,999	10.1%	-	16.0%	0.0%	-	6.7%	0.0%
10,000 ～ 19,999	5.8%	0.0%	14.7%	-	-	0.0%	-
20,000 ～ 29,999	16.7%	-	21.4%	-	-	-	-
30,000 ～ 49,999	14.8%	0.0%	0.0%	-	-	0.0%	-
50,000 ～ 99,999	26.5%	0.0%	-	-	-	-	-
100,000 ～ 199,999	28.3%	0.0%	-	-	-	-	-
200,000 ～ 299,999	54.3%	0.0%	-	-	-	-	-
300,000 ～ 499,999	61.8%	0.0%	-	-	-	-	-
500,000 ～	90.5%	17.4%	-	-	-	-	-
平均	15.0%	8.7%	7.6%	5.3%	3.8%	7.2%	10.1%

※各区分のうち、一つでも法適化した事業があれば計上。公共には特環・特公を含み、その他には簡排、小排及び個排を1団体として計上。

### 視点①への対応の方向性

平均経過年数、経費回収率、任意適用の進捗状況といった点において、各事業ごと、各団体の状況が大きく異なっており、法適用を行うための熟度に違いがあることを踏まえる必要があるのではないか。

## 視点②

小規模団体が実施する事業は、職員数が少ない場合があるなど、法適用を行う際の負担が大きくなるのではないか。

## 検討

### ア 総務省アンケート結果

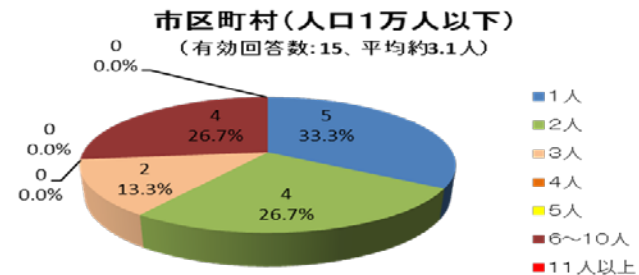
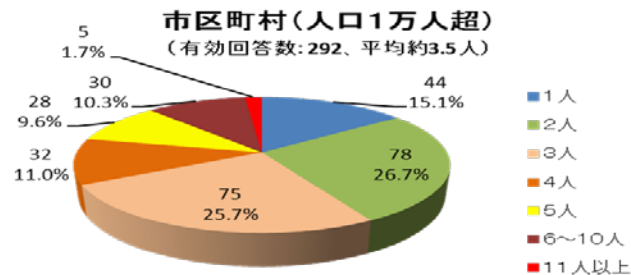
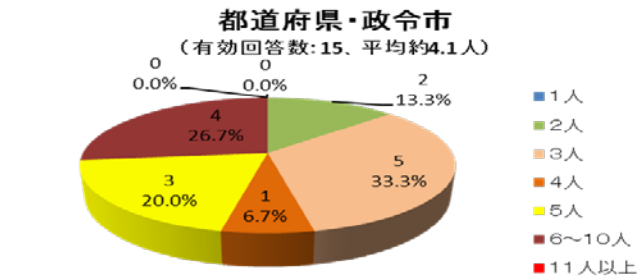
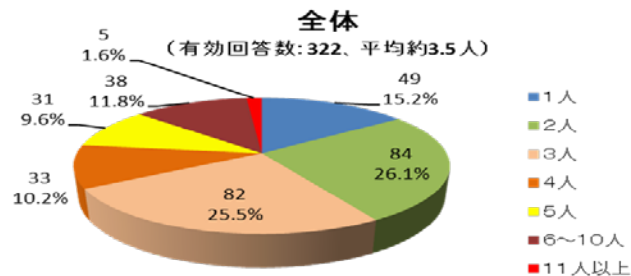
総務省のアンケート結果では、法適用の移行に要した職員数の全体平均は3.5人、人口1万人以下の市町村であっても移行に要した職員数の平均は3.1人となっている。

#### 質問内容

任意適用事業について、全部適用又は財務規定等適用への移行に要した職員数(直近10年以内の事例を集計)  
【回答対象】任意適用事業(全部適用又は財務適用)

#### ポイント

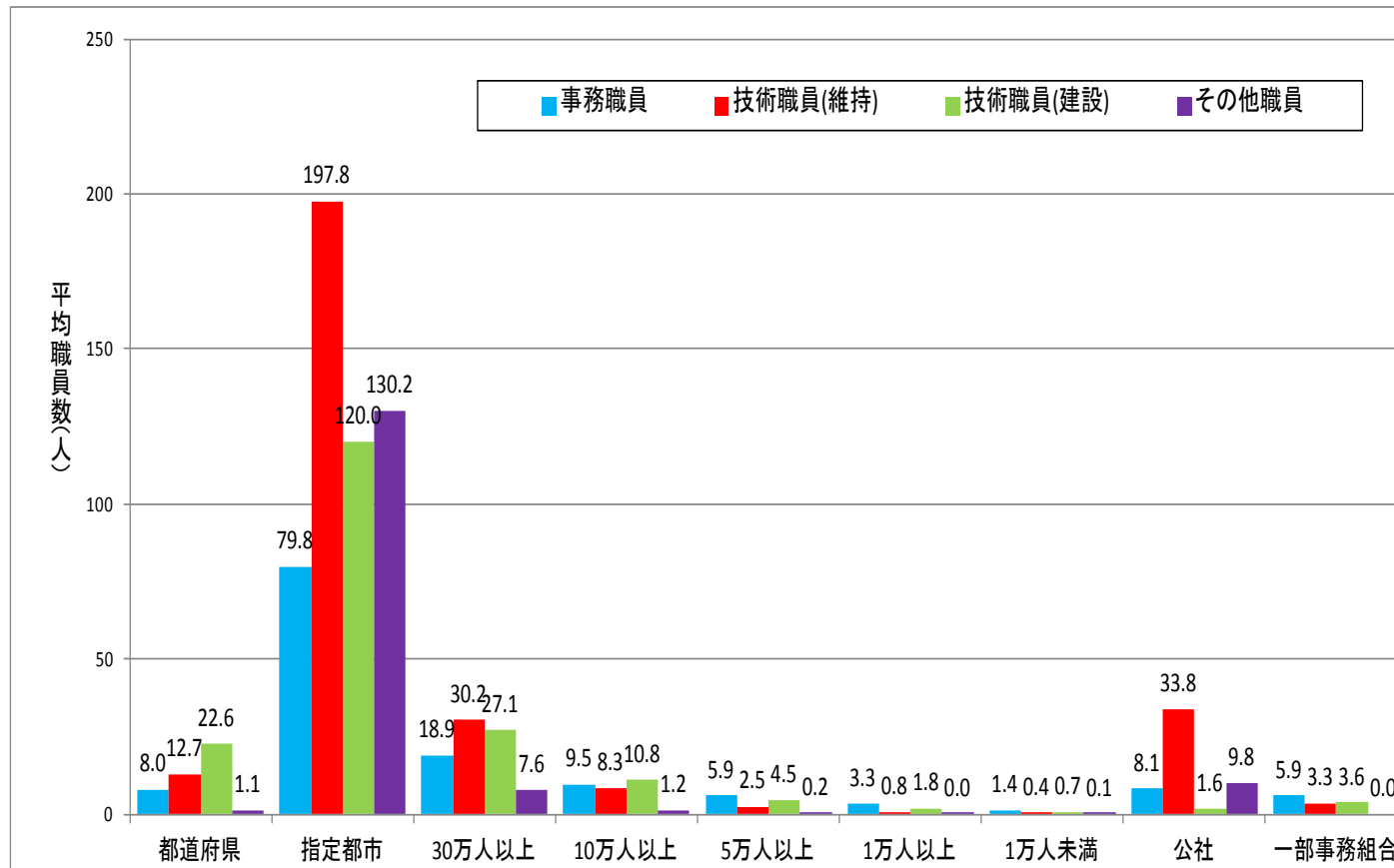
- ・移行に要した職員数の全体平均は3.5人。
- ・団体規模が大きいほど、移行に要した職員数が多い状況。





## イ 都市規模別の下水道部署平均正規職員数(下水道統計)

下水道統計によると、下水道部署の正規職員数の平均は、人口10万人以上の団体で29.8人、人口1万人未満の団体で2.6人となっている。



(国交省提出資料)

### 視点②への対応の方向性

法適用の移行に要する職員数は団体の規模による違いが少ない一方で、下水道部署の職員数は団体の規模による違いが大きくなっていることから、小規模団体であるほど法適用の移行にかかる負担は大きくなることを踏まえる必要があるのではないか。

### 視点③

公共的インフラとして類似する、上水道の法適用時の状況を検証してはどうか。

### 検討

#### ア 昭和41年時点の上水道事業の各種指標との比較

全ての団体に地方公営企業法が適用された昭和41年時点の上水道事業との比較では、下水道事業は、経過年数や資産規模などの各種指標において、上水道事業と同等程度となっている。

平均経過年数 ※カッコは20年以上経過事業割合	下水計 17.3年 (31.8%) 公共 20.1年 (43.7%) 流域 28.7年 (93.5%) 農集 16.0年 (24.6%) 漁集 13.3年 (17.1%) 林集 11.7年 ( 0.0%) 特排 7.9年 ( 0.0%)	S41上水道 16.7年 (30.1%) H23上水道 53.3年 (95.1%)
資産規模(推計)	下水計 68.9兆円 公共 54.5兆円 流域 9.3兆円 農集 4.8兆円 漁集 2,510億円 林集 57億円 特排 1,037億円	S41上水道 0.8兆円 H23上水道 28.7兆円
企業債残高	下水計 29.8兆円 公共 26.4兆円 流域 1.5兆円 農集 1.8兆円 漁集 784億円 林集 13億円 特排 509億円	S41上水道 0.6兆円 H23上水道 8.7兆円
普及率	下水計 87.6%	S41上水道 72.3% H23上水道 96.9%
経費回収率	下水計 87.0% 公共 89.3% 農集 50.1% 漁集 39.8% 林集 29.0% 特排 59.2%	S41上水道 94.6% H23上水道 98.5%

## イ 上水道の法適用の進め方

他方、上水道の法適用にあたっては、会計処理に専門的な知識を有する職員が必要となることなどを踏まえて、職員数が多く、人口規模が大きいと考えられる団体から、昭和27年、昭和35年、昭和41年と段階的に適用範囲を拡大。この点、下水道事業の法適用団体の割合は、昭和35年法改正時よりも低い状況。

### 1. 施行日・経過措置

	改正後の基準	施行日	経過措置
昭和27年法制定時 (昭和27年8月1日公布)	職員数50人以上の事業に全適	昭和27年10月1日 (財務関係規定は昭和28年1月1日)	なし
昭和35年法改正時 (昭和35年4月30日公布)	職員数20人以上の事業に財適	昭和36年4月1日	なし
昭和41年法改正時 (昭和41年7月5日公布)	全ての事業に全適	昭和42年4月1日	20人未満の事業を営する団体で、条例で定めた場合には、昭和43年3月31日までは適用しないことができる。

### 2. 団体数、人口の状況

	対象データ	団体数					現在給水人口(人)			備考
		全団体数			法適用/ 全団体 (%)	義務適用/ 全団体 (%)	全団体 (簡水含む)		法適用/ 全団体 (%)	
		法適用団体数	義務適用 団体数				法適用団体 (簡水含む)			
昭和35年法改正前	昭和35年度決算統計	121	160	963	16.6%	12.6%	31,825,851	46,528,511	68.4%	昭和35年の適用範囲拡大直前の状況
昭和41年法改正前	昭和41年度決算統計	350	540	1,346	40.1%	26.0%	52,527,671	66,936,486	78.5%	昭和41年の適用範囲拡大直前の状況

### 3. 下水道の法適用の現状

	法適用 団体数	全団体数	法適用/ 全団体(%)
公共	219	1,459	15.0%
流域	4	46	8.7%
農集	70	918	7.6%
漁集	9	170	5.3%
林集	1	26	3.8%
特排	19	264	7.2%
その他	21	208	10.1%
合計	343	3,091	11.1%

### 視点③への対応の方向性

下水道事業全体としては、経過年数や資産規模などの各種指標において、昭和41年時点の上水道事業と同等程度となっており、事業全体のストックマネジメントの必要性が高まっている一方で、昭和41年の上水道が段階的に法適用を行っていることを踏まえる必要があるのではないか。

※公共には特環、特公を含み、その他には簡排、小排及び個排を1団体として計上。

※法適用団体は、公共・特環・特公のうちどれか一つでも法適化した事業があれば1として計上。

## 視点①～③への対応のまとめ

### 視点①:各事業・各団体の規模ごとの熟度の違い

平均経過年数、経費回収率、任意適用の進捗状況といった点において、各事業ごと、各団体の状況が大きく異なっており、法適用を行うための熟度に違いがあると考えられることを踏まえる必要があるのではないかと。

### 視点②:小規模団体の対応能力

法適用の移行に要する職員数は団体の規模による違いが少ない一方で、下水道部署の職員数は団体の規模による違いが大きくなっていることから、小規模団体であるほど法適用の移行にかかる負担は大きくなることを踏まえる必要があるのではないかと。

### 視点③:上水道の法適用時の状況

下水道事業全体としては、経過年数や資産規模などの各種指標において、昭和41年時点の上水道事業と同等程度となっており、事業全体のストックマネジメントの必要性が高まっている一方で、昭和41年の上水道も段階的に法適用を行っていることを踏まえる必要があるのではないかと。

## 下水道事業の対応の方向性

上記を踏まえると、下水道事業は、各事業・各団体の規模ごとに、法適用を行うための熟度に違いがあり、また、小規模団体では法適用の移行にかかる負担も大きくなることから、上水道の法適用時の状況も踏まえつつ、段階的に法適用を進めていく必要があるのではないかと。

## [補論] 特会設置義務の有無

### 課題

下水道事業について、法律上の位置づけが異なることをどう考えるか。

### 検討

下水道事業では、公共下水道(特環・特公含む)のみが、特別会計の設置義務が課されている。

#### 「下水道事業」

	下水道		集落排水施設		浄化槽	
事業名	○ 公共下水道 ○ 特定公共下水道 ○ 特定環境保全 公共下水道	○ 流域下水道	○ 農業集落 排水施設 ○ 漁業集落 排水施設 ○ 林業集落 排水施設 ○ 簡易 排水施設	○ 小規模集合 排水処理施設	○ 特定地域生活 排水処理施設	○ 個別排水 処理施設
法律の 根拠等	下水道法 第2条第3号	下水道法 第2条第4号	法令上の位置づけはないが、 「集落排水施設」として規定 している例あり(地域再生法 第5条)		浄化槽法第2条第1号	
			農林水産省 の補助事業 ※住宅戸数 20戸以上等	地方単独事業 ※住宅戸数 2戸以上 20戸未満	環境省の補助事業 ※住宅戸数 20戸以上	地方単独事業 ※住宅戸数 20戸未満
特別会計 設置義務	あり (地方財政法施行令 第46条第13号)	なし ※下水道事業債の対象事業とするための要件として、特別会計を設置するよう通知				

- 下水道事業債の対象となる事業は、地方債同意等基準で明示(全11事業存在)
- 地方公共団体金融機構法第28条(業務の範囲)では「下水道事業」と規定(特段、定義規定を置いていない)
- 機構の貸付け範囲は、下水道事業債の対象範囲と同一

※ これらの他、一般会計で設置管理されているものあり(浄化槽: 31事業)

## 【参照条文】

・地方財政法(昭和二十三年七月七日法律第九号)

(公営企業の経営)

第六条 公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入(第五条の規定による地方債による収入を含む。)をもつてこれに充てなければならない。但し、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもつてこれに充てることができる。

・地方財政法施行令(昭和二十三年政令第二百六十七号)

(公営企業)

第四十六条 法第六条の政令で定める公営企業は、次に掲げる事業とする。

一～十二 (略)

十三 公共下水道事業

・下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)

(用語の定義)

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 (略)

二 下水道 下水を排除するために設けられる排水管、排水渠その他の排水施設(かんがい排水施設を除く。)、これに接続して下水を処理するために設けられる処理施設(屎尿浄化槽を除く。)又はこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設その他の施設の総体をいう。

三 公共下水道 主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう。

四～八 (略)

## [補論②] 流域下水道について

### 課題

流域下水道は、料金収入では無く、市町村の負担金で運営されているにもかかわらず、法適用を行うことをどう考えるか。

### 検討

- 流域下水道については、その収入は市町村の負担金によるものであるが、以下の事情が存在。
  - ① 基本的に複数の市町村にまたがって実施される事業で、大規模なストックを有しており、企業会計を導入することによって将来の費用負担を明らかにした上で、経営計画を策定する必要性が高まっていること
  - ② 市町村の負担金は、元々住民からの料金収入であること
- 市町村からの負担金についても、元々住民からの料金収入であることを踏まえると、料金収入と同等のものとみなせることから、経営状況を踏まえた上で、関係市町村に適切な水準の負担を求めることが望ましいのではないか。
- また、このことは流域下水道の安定的な経営を行っていくことにも資するものである。
- 流域下水道についても、その収入である市町村の負担金は料金収入と同等のものとみなせることから、他の下水道事業と同様に法適用の検討を行う必要があるのではないか。

#### (参考) 埼玉県的事例

流域下水道の法適用を行っている埼玉県からの報告においても、法適用を行ったメリットとして、

- ① 財務諸表を作成することにより、経営や資産の状況が明確になり、議会やマスコミからの質問が格段に増えたこと
- ② 長期的な視点の財産管理に基づき、修繕費等の平準化・削減が可能となること
- ③ 経営状況が明らかになったことによって、外部からのチェックに耐え得るだけの事業運営を行うことが必要となり、職員の経営に対する意識が向上したこと

などが挙げられているところ。